



佐賀県公報

平成17年
6月14日(火)
午前

(◎毎号県例規集に登載するもの)

Ⅳ 次 公 告

- 新設養護学校管理棟その他建築工事に係る特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札
- 新設養護学校寄宿舎棟その他建築工事に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札

○ 公 告

新設養護学校管理棟その他建築工事について、特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札を行いますので次のとおり公告します。
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成17年6月14日

収支等命令者

佐賀県県土づくり本部長 大 西 憲 治

- 1 工事概要
 - (1) 工事名 新設養護学校管理棟その他建築工事
 - (2) 工事場所 藤津郡塙田町
 - (3) 工事内容 管理棟 木造 平屋建 延べ面積 1,490.04平方メートル
中学部棟 木造 平屋建 延べ面積 677.49平方メートル
特別教室棟 木造 平屋建 延べ面積 730.66平方メートル
高等部棟 木造 平屋建 延べ面積 808.16平方メートル
作業実習棟 木造 平屋建 延べ面積 333.76平方メートル

プール機械室棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積
118.88平方メートル
機械室棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積 90.75

平方メートル
温室棟 鉄骨造 平屋建 延べ面積 50.00平方メートル

- (4) 工期 平成19年3月末まで
- (5) 使用する主要な資機材
 (建築注記欄)
 木材 620立方メートル
 コンクリート 2,200立方メートル
 鉄筋 270トン

2 共同企業体に関する事項

- (1) 共同企業体の構成員の資格要件
 - ア　すべての構成員が、次の資格要件を満たすこと。
 - ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。
- ア　佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、平成17年6月28日から同年8月17日までの間に受けていること。

- (ウ) 平成17年6月28日以前6月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。
- (エ) 県内に本店を有する建設業者であること。
- (オ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により建築一式工事Aの決定を受けていること。

	<p>(イ) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事情面において、強い関連がないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間に基準日がある経営事項審査において建築一式工事の総合評点が900点以上であること。</p> <p>(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上ト以上の場合に限る。)として平成7年4月1日から平成17年3月31日までに、一棟延べ面積2,000平方メートル以上の建築工事の施工実績を有すること。</p> <p>(エ) 監理技術者資格者証を有する者を専任の監理技術者として配置できる者であること。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。</p> <p>エ イの(エ)及びウで配置する技術者のうち、少なくとも1者はイの(ウ)の施工実績を有する者であること。</p> <p>(2) 構成員の数 3社とする。</p> <p>(3) 出資比率 すべての構成員が20%一セント以上の出資比率であること。</p> <p>(4) 代表者の要件 最も大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大であること。</p> <p>(5) 存続期間 ア 県工事の相手方となつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過する日まで</p>	<p>イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで</p> <p>3 入札手續等</p> <p>(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所 交付期間 平成17年6月14日(火)から6月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで 交付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当</p> <p>(2) 入札参加資格確認申請書の受付期間、受付場所及び提出方法 受付期間 平成17年6月21日(火)から6月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで 受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当 提出方法 持参による。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 日時 平成17年8月17日(水)午前10時 場所 佐賀県庁 本館1階 入札室 提出方法 持参による。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。</p> <p>イ 契約保証金 納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行つた場合は、契約保証金の納付を免除する。 なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請</p>
--	--	---

負代金額の10分の1以上とする。

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行つた入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行つた者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものがある者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ アからオまでに掲げるもののほか競争の条件に違反した者

(3) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当
電話 0952-25-7166

(6) 詳細は、入札説明書による。

佐賀県知事 古川 康

1 工事概要

(1) 工事名 新設養護学校寄宿舎棟その他建築工事

(2) 工事場所 藤津郡塩田町

(3) 工事内容 寄宿舎棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積 1,829.26
平方メートル

(4) 工期 平成19年3月末まで

2 共同企業体に関する事項

(1) 共同企業体の構成員の資格要件

ア　すべての構成員が、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 県内に本店を有する建設業者であること。

(イ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐

賀県規則第21号）第2条第2項の規定により建築一式工事Aの決定を

受けていること。

(ウ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領によ

る指名停止を、平成17年6月28日から同年8月17日までの間に受けて
いないこと。

(エ) 平成17年6月28日以前6月以内に、金融機関等において不渡り手形
等を出していないこと。

(オ) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において
て、強い関連がないこと。

(カ) 新設養護学校管理棟その他建築工事の入札参加申請者（構成員を含
む。）でないこと。

新設養護学校寄宿舎棟その他建築工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受け付けの期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成17年6月14日

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間に基準日がある経営事項審査において建築一式工事の総合評点が900点以上であること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合は、一棟延べ面積2,000平方メートル以上の建築工事の施工実績を有すること。

(エ) 監理技術者資格者証を有する者を専任の監理技術者として配置できる者であること。

ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。

エ イの(エ)及びウで配置する技術者のうち、少なくとも1者はイの(ウ)の施工実績を有する者であること。

(2) 構成員の数
2社とする。

(3) 出資比率
すべての構成員が30%以上出資比率であること。

(4) 代表者の要件
最も大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大であること。

(5) 存続期間
ア 県工事の相手方となつた者
当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過する日まで

イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで	3 入札参加申請書及び提出資料
	(1) 公募型指名競争入札参加申請書
	(2) 共同企業体協定書
	(3) 共同企業体編成表
	(4) 施工実績調査及び実績を証する書類(共同企業体の代表者のみ)
	(5) 配置予定技術者調書
	(6) 経営事項審査結果通知書の写し(平成16年1月1日以降を審査基準日とするもの)
4 資料作成説明書の交付期間及び交付場所	
(1) 交付期間 平成17年6月14日(火)から6月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで	
(2) 交付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市城内一丁目1番59号)電話 0952-25-7166	
5 入札参加申請書の受付期間及び受付場所	
受付期間 平成17年6月21日(火)から6月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで	
受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市城内一丁目1番59号)電話 0952-25-7166	
6 指名業者の選定	
提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定する。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。	
7 入札予定期	平成17年8月
8 その他	申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県県土づくり本部建築住

宅課において配布する。

問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当

電話 0952-25-7166

申購
込先
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年六月十四日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷